

○社会福祉法人北谷町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北谷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（北谷町職員である者を除く。以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は次のとおりとする。

- 2 常勤役員及び非常勤役員の報酬は別表1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬の総額)

第4条 各年度の役員報酬の総額は次の定める金額の範囲内とする。

- (1) 理事の報酬総額は、年間 1,800,000円以内とする。
- (2) 監事の報酬総額は、年間 50,000円以内とする。

(報酬の支給方法)

第5条 会長及び副会長に対する報酬の支給時期は、毎月月末とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日までに支給する。

- 2 会長及び副会長以外の非常勤役員及び評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 会長又は副会長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 会長又は副会長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、会長又は副会長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合の費用弁償の額は、本会旅費規程を適用し、支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年11月18日)

この規程は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則(昭和59年11月13日)

この規程は、公布の日から施行し、昭和59年11月18日から適用する。

附 則(平成5年8月20日)

この規程は、公布の日から施行し、平成5年9月1日から適用する。

附 則(平成7年3月22日)

この規程は、平成7年3月24日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成9年3月15日)

この規程は、平成9年3月21日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成11年9月17日)

この規程は、平成11年9月21日から施行し、平成11年9月1日から適用する。

附 則(平成12年3月29日)

この規程は、平成12年3月31日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年2月25日)

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月24日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月16日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月14日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (常勤及び非常勤役員の報酬)

(1) 理事 (常勤役員：会長、副会長)

| | |
|-----|------------|
| 会長 | 月額 80,000円 |
| 副会長 | 月額 60,000円 |

(2) 会長、副会長以外の非常勤理事

| | |
|---------------|-----------|
| 理事会等会議への出席 | 日額 1,500円 |
| その他法人業務のための出勤 | 日額 1,500円 |

(3) 監事

| | |
|---------------|-----------|
| 監事監査への出席 | 日額 7,000円 |
| 理事会等会議への出席 | 日額 1,500円 |
| その他法人業務のための出勤 | 日額 1,500円 |

別表2 (評議員の報酬)

| | |
|---------------|-----------|
| 評議員会等会議への出席 | 日額 1,500円 |
| その他法人業務のための出勤 | 日額 1,500円 |